

佐野市スポーツ推進計画

平成27年 3月

佐 野 市

1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 現状と課題	4
5 基本理念と基本方針	5
6 計画の内容	6
基本方針1 自己を実現する生涯スポーツの振興	6
1 スポーツ教室の開催	6
2 スポーツ・レクリエーション大会の開催	6
3 スポーツ少年団への支援	7
4 体育協会・レクリエーション協会への支援	8
5 スポーツ推進委員への支援	8
基本方針2 トップ選手を育てる競技スポーツの振興	10
1 競技スポーツ活動への支援	10
2 競技スポーツ指導者の育成	10
3 スポーツ施設の整備と活用	11
基本方針3 スポーツを活用した地域コミュニティの形成	12
1 地域における体育関係行事への支援	12
2 総合型地域スポーツクラブの育成	12
3 学校体育施設夜間開放の活用	13
基本方針4 人の交流を促進するスポーツツーリズムの推進	14
1 (仮称)佐野市スポーツツーリズム協会の設置	14
2 スポーツ資源を活用したスポーツツーリズムの振興	14
3 スポーツ施設の整備	15

1 計画策定の背景と趣旨

近年の少子高齢化や高度情報化、子どもの体力低下、余暇時間の増大など市民を取り巻く社会環境の急激な変化はライフスタイルにも大きな変化を及ぼし、健康づくりへの関心の高まりとともに市民のスポーツ・レクリエーション活動に対するニーズは多様化高度化しています。

このような中、文部科学省は平成22年8月に「新たなスポーツ文化の確立」を実現するため、「人(する人、観る人、支える(育てる)人)の重視」と「連携・協働の推進」の基本的な考え方として「スポーツ立国戦略」を策定しました。

また、スポーツを取り巻く環境や国民のスポーツに対する意識が大きく変化する中で、これまでのスポーツ振興法に代わる「スポーツ基本法」が平成23年8月に施行され、翌年3月には、同法の規定に基づき、「スポーツ基本計画」が策定され、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が連携し、スポーツ施策を計画的に推進していくという、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性が示されています。

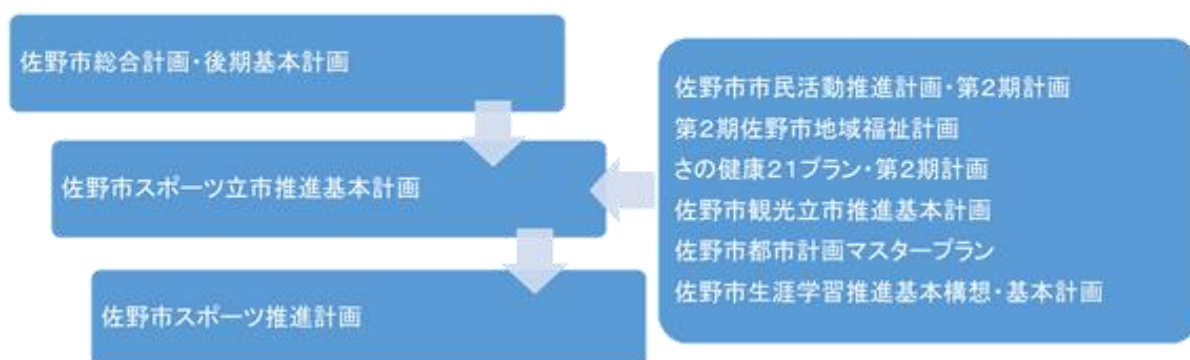
栃木県においても、スポーツ推進に関する施策の体系を明らかにした「とちぎスポーツ振興プラン21(二期計画)」が平成23年度から平成27年度までの5年間の計画として策定しました。

このようにスポーツ施策に関する法律や計画が整備され、スポーツに関する機運が高まる中で、2019年にラグビーワールドカップが日本で開催されることが決定し、また、2020年に東京オリンピック・パラリンピックというスポーツ最大の祭典が開催されるほか、2022年には栃木県での国民体育大会の開催が予定され、本市がラグビー会場として内定するなど、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような背景のもと、市民のスポーツ・レクリエーション活動のより一層の振興を図るため、本市の各種計画との整合性を図りつつ、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、計画の名称を「佐野市スポーツ推進計画」とし、生涯スポーツ社会の実現に向けて、本市のスポーツを取り巻く環境の整備を推進するため本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、『佐野市総合計画・後期基本計画』において、スポーツ立市構想をリーディングプロジェクトに位置付け、新たにスポーツに焦点を当てた政策として「スポーツを軸とした人々が集まるまちづくり」を創設し、「生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備」と「スポーツツーリズムの推進」の二つの施策の下で事業の推進を図るため、平成26年3月に「佐野市スポーツ立市推進基本計画」を策定したことを受け、その下位計画として整合を図るとともに、本市の各種計画と連携しながらスポーツ施策を推進していくための具体的施策の推進計画とします。



3 計画の期間

この計画の期間については、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

なお、本計画は施策の推進状況や社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

4 現状と課題

市民一人1スポーツ・レクリエーションを目標に、生涯にわたって「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」スポーツに親しむことができる「市民皆スポーツ」の実現を目指して、平成22年度から平成29年度までの8年間を計画期間とする「佐野市スポーツ振興基本計画」を策定し、さまざまな施策を展開してきました。

その成果もあって、平成25年度に実施した市政に関するアンケートの結果では、20歳以上の市民で過去1年間にスポーツをした人の割合は62.3%で、中でも「スポーツを週1回以上行う人」の割合は40.7%であり、計画年度当初である平成22年度の30.2%から比較して、約10%以上のスポーツ実施率の上昇を示しています。

しかしながら、国のスポーツ基本計画では、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(約65%)を目標としており、いまだ大きな隔たりがあることから、本市におけるスポーツの実施率を高める必要があります。

また、国の「スポーツ立国戦略」においても、スポーツを実際に「する人」だけではなく、トップレベルの競技大会やプロスポーツの観戦など、スポーツを「観る人」、そして指導者やスポーツボランティアといったスポーツを「支える(育てる)人」に着目し、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境をハード(施設等)、ソフト(プログラム・指導者等)の両面から整備する必要性が述べられており、市民が日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参画する機会の確保が求められています。

そのためには、スポーツ施設の整備や有効活用を進めるとともに、スポーツ指導者、スポーツ関係団体、スポーツクラブなどの育成をはじめ、ライフスタイルに応じたスポーツの普及などスポーツ活動の場と機会の充実を推進していく必要があります。

5 基本理念と基本方針

この計画の基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

- 「スポーツにより自己に挑戦し、
夢を育み生きる力を伸ばす人づくり」
- 「スポーツにより人々が地域に
愛着と誇りを持てる風土づくり」
- 「魅力あるスポーツツーリズムで人が集い、
交流とおもてなしで地域が潤うまちづくり」

の3点を基本理念とし、この基本理念に従い、この計画では、

- 1 「自己を実現する生涯スポーツの振興」
- 2 「トップ選手を育てる競技スポーツの振興」
- 3 「スポーツを活用した地域コミュニティの形成」
- 4 「人々の交流を促進するスポーツツーリズムの推進」

以上の4項目を計画の基本方針として設定します。

また、それに基づいた具体的な施策を展開していきます。

6 計画の内容

基本方針1 「自己を実現する生涯スポーツの振興」

- ・ 市民がスポーツを身近に感じ主体的に行う姿勢を後押しし、スポーツ教室などの提供やスポーツ指導者の派遣などの事業をスポーツ団体等と連携しながらスポーツに親しむ環境づくりを行います。

具体的な施策

1 スポーツ教室の開催

市民スポーツの普及・発展の一環として、佐野市体育協会各専門部等に講師を依頼し、15教室・各20時間を目安にスポーツ教室を開催します。また、多様な市民ニーズを把握し、様々な教室が開催できるよう取り組みます。

参加対象者については、子どもから高齢者にいたるまで、性別や障がいの有無にかかわらず、健康保持・増進のために自分に適したスポーツを選択することができるよう、その機会の提供とスポーツへの関心の向上を図ります。

また、開催する会場については、市内の小中学校の体育施設等を利用することで、スポーツを身近に行なえる環境を創り出し、より多くの市民が気軽に参加できるようにします。また、教室終了後も市内の総合型地域スポーツクラブへの参加を促し、今後もスポーツを続けられるような環境の下で、生涯スポーツの定着を図ります。

2 スポーツ・レクリエーション大会の開催

本市においては市民体育祭、さのマラソン大会などの多くの市民が参加できるスポーツ・レクリエーション大会を開催しています。

市民体育祭は、市全体を挙げて陸上競技と球技種目で行なわれる地区対抗の一大スポーツイベントであり、毎年多くの市民の参加によって熱戦が繰り広げられています。

また、さのマラソン大会は県内で2番目となるフルマラソンを設定した大会であり、市内外を問わず、毎年大勢のランナーを迎えて盛大に開催されています。

また、大澤駅伝競走大会、市民駅伝競走大会などの駅伝競走大会の開催や市民歩け歩け大会やウォークラリー大会、レクリエーションフェスティバル等の市民の年齢や体力を問わずに気軽に参加できるイベントの開催にも力を入れてきました。

これらのスポーツ・レクリエーション大会は、市民がスポーツを継続的に行うことの動機づけの機会となるので、より多くの市民が参加できるよう取り組みます。

また、障がいのある人へスポーツ・レクリエーション活動の機会が提供できるよう関係機関と連携を図りながら取り組みます。

3 スポーツ少年団への支援

スポーツ少年団は、「スポーツによる青少年の健全育成」を目的に創設されたものであり、小学生から高校生までの幅広い年齢層の団員と指導者・保護者で構成されています。

少年期は、生涯にわたってスポーツに親しんでいく基礎づくりの重要な時期であり、「市民1スポーツ」の達成への重要なスタートラインであるといえます。

また、スポーツ少年団の活動を通じ、社会におけるルールを学び、肉体的のみならず、精神的にも成長することが期待できます。

佐野市スポーツ少年団には、現在38の単位団があり、689名の団員が軟式野球をはじめバレーボール、ミニバスケットボール、柔道、剣道など各種の競技に参加しています。

また、スポーツ少年団本部により、さの秀郷まつりやくずう原人まつりのごみ拾いなど奉仕活動を行う夏季交歓会や体力テストを行う冬季交歓会の開催、また、

認定員養成講習会による指導者層の育成などの全体活動を通して、単位団を横断する交流も活発に行なっています。

今後とも、佐野市スポーツ少年団本部、各単位団の活動をサポートするとともに、講習会等への指導者層の参加を積極的に呼びかけ、団の活動の一層の充実を図ります。

4 体育協会・レクリエーション協会への支援

佐野市体育協会は、市民の体力向上と各種スポーツの普及を図ることを目的に活動しており、現在19支部20専門部の組織としてスポーツの振興に大きな役割を担う団体となっております。

市民が健康を維持していく上で、スポーツの普及振興に重要な役割を担っており、地域を中心に幼い子どもから高齢者までがスポーツに親しむことにより、健康で豊かな市民生活の実現を図るため、体育協会の活動が円滑に行われるように積極的に支援します。

佐野市レクリエーション協会は、現在30団体から組織される県内でも屈指の組織として、健康づくりを大きな目標に掲げて活動しております。近年、地域や近隣市町で開催される健康づくりを目的としたイベント等にも積極的に参加し指導を行っております。

また、年一回開催している市民レクリエーションフェスティバルにおいて、市民が健康で明るい生活が営めるよう、誰でも気軽に健康づくりに役立つ軽スポーツの指導・助言等を行っており、今後の「生涯スポーツの推進」を図る上で、レクリエーション協会の活動が円滑に行われるよう積極的に支援します。

5 スポーツ推進委員への支援

佐野市スポーツ推進委員は、各地域におけるスポーツ・レクリエーションの実技指導はもとより、「市民体育祭」、「さのマラソン大会」などのスポーツイベントにおいてもその運営にかかわっています。

また、市内に6つある総合型地域スポーツクラブでの活動に関しても、実技の指導者としてだけでなくクラブマネージャーとして運営面でも積極的に取り組んでいるところです。さらに、市民からのニーズに応え「市民ハイキング」などの自主事業や、ニュースポーツの普及にも取り組んでいます。

スポーツ・レクリエーションを個人のためだけでなく地域に還元できるような社会の実現に向けて、委員が組織する協議会の活動の更なる円滑化を図るべく積極的に支援します。

基本方針2 「トップ選手を育てる競技スポーツの振興」

- ・活躍する姿が観る者に感動と勇気を与えるトップ選手を本市から育てるため、高いレベルの指導が受けられる機会を提供することなどにより、自助努力では行えない部分を支援し、選手の能力の開発と育成を図ります。

具体的な施策

1 競技スポーツ活動への支援

スポーツ活動の支援として、各種スポーツ大会の運営への協力や体育施設・用具等の整備に努めるとともに、スポーツ活動における専門的な技術・知識を備えた指導者について、要望に適した人材を派遣できるよう指導者の育成及び発掘に取り組めます。

また、関東規模以上のスポーツ大会に出場する際には、選手や監督等を激励するとともに祝金を交付し、意識の高揚を図るとともに競技力の向上を支援します。

さらに、日本体育協会が文部科学省から委託を受けて実施している「スポーツ選手活用体力向上事業」を積極的に活用し、児童生徒がトップアスリートと触れ合う機会の充実を図ります。

2 競技スポーツ指導者の育成

競技スポーツ社会を推進していくには、指導者の育成と活用は不可欠です。地域で活動しているスポーツ団体の指導者としてだけでなく、学校の部活動の外部講師としても指導者は求められております。

また、総合型地域スポーツクラブの活動が地域に根付いていくためにも指導者の情報は欠かせません。

そこで生涯スポーツ指導者とは一線を画し、競技会などで活躍する高いレベ

ルの選手を指導するための指導者の育成及び資質の向上を図るため、講習会・競技指導等の研修会の開催や県・関係機関等が開催する各種講習会・研修会への参加を奨励するとともに、市内のスポーツ指導者や「とちぎスポーツリーダーネット」登録者に関する情報提供を充実し指導者の活用を促進します。

3 スポーツ施設の整備と活用

市内のスポーツ施設を、中核的施設(市域全体をカバーする施設)と地域運動施設(日常生活圏エリアの施設)とに区分し、中核的施設については、市内の大会はもとより、広域的な大会等が開催できる市を代表する施設として、また、地域運動施設については、地域住民がスポーツ・レクリエーションに気軽に親しめる施設として、その効率化を図るとともに施設機能の整備やリニューアルを進め、老朽化している既存施設の現状を把握し、計画的に施設の整備に取り組みます。

また、平成20年度から体育施設の指定管理者制度を導入したことにより、現在、市内11の体育施設が指定管理者により運営されております。利用者の公正な利用の確保と質の高いサービスの提供や維持管理など、適正な運営が行われているか確認し、経費の縮減を図ります。

基本方針3 「スポーツを活用した地域コミュニティの形成」

- ・地域のスポーツ活動を奨励し、スポーツを介して人々の交流を深めることや、地域スポーツ団体の活動を住民が支援しやすい環境を整えることにより、子供から高齢者までが互いに支えあえる思いやりと活力のある地域づくりを進めます。

具体的な施策

1 地域における体育関係行事への支援

地域に根付いているスポーツ活動や、地域のコミュニティ単位で行なわれているスポーツ活動を奨励することにより、地域の様々な人との世代間交流を促し相互理解を深め、地域社会の活性化を図ります。

遊休私有地をスポーツ・レクリエーションとして活用する場合、その整備に必要な砂・ダスト等の資材を提供することで、地域の運動施設として地域のスポーツ活動の場の提供を支援します。

また、町会が開催する運動会に対し、開催奨励金を交付し、地域におけるスポーツ活動の活性化を図ります。

2 総合型地域スポーツクラブの育成

本市においては、多くの競技団体やスポーツ・レクリエーション団体が組織され、それぞれ活発に活動が続けています。しかし、本計画が目指している生涯スポーツ社会の実現には、より地域に密着し、誰もが気軽にスポーツに参加できる機会をより一層充実させていかなければなりません。総合型地域スポーツクラブは地域に最も密着したスポーツクラブであり、生涯スポーツ社会の実現に非常に大きな役割を担うものと考えます。

総合型地域スポーツクラブについては、国の施策として平成7年度に総合型地域スポーツクラブの育成を全国的な課題として提示し、栃木県においても積極

的に取り組んできました。現在市内には、「ジョータロークラブ」、「犬伏いきいきクラブ」、「佐野中央スポーツクラブ」、「JOHOKUスポーツクラブ」、「NPO法人ためまアスレチッククラブ」、「葛生わいわいクラブ」の6つの総合型地域スポーツクラブが設立され、市内各地域において市民の生涯スポーツ・レクリエーションの振興に取り組んでおります。

本市では既存の6クラブが、より一層活発に活動できるよう指導助言するとともに、新規にクラブ設立を計画している団体には、積極的に設立に向けた支援をしていきます。

また、総合型地域スポーツクラブの立上げや運営にはそれまでの実技指導とは異なり、マネジメント能力や連絡調整のスキルを持った人材も必要になってきます。スポーツ推進委員や各競技団体の指導者などのクラブ設立・運営の中心となる人材に対しては、積極的にクラブマネージャー養成講習会等への参加を促すなど、計画的に人材の育成を進めていきます。

3 学校体育施設夜間開放の活用

現在、市内の小中学校等39校(屋外22施設、屋内40施設)を学校体育施設夜間開放の施設(体育館、武道場、屋外夜間照明施設)として開放しています。学校体育施設は、市民にとって最も身近な運動施設であり、地域の生涯スポーツ・レクリエーション活動の場として活用されております。

学校体育施設の開放事業では、各地区の運営委員会に施設利用の日程調整を依頼しており、その自主運営がより一層充実を図れるよう支援します。

また、各学校等の校庭に設置されている夜間照明施設は、ソフトボールやサッカー等の団体に広く利用されておりますが、老朽化の進んだ夜間照明施設もあり、利用状況等を踏まえ、計画的に施設の整備に取り組めます。

基本方針4 「人々の交流を促進するスポーツツーリズムの推進」

- ・本市のスポーツの特性や自然環境、また、スポーツを目的に本市を訪れる人々のニーズなどを踏まえ、誘客の期待できるスポーツ大会・イベントの誘致に取り組むとともに、観光事業と綿密に連携することにより、利用者に満足度の高いスポーツツーリズムを提供します。

具体的な施策

1 (仮称)佐野市スポーツツーリズム協会の設置

平成23年6月、官民からなるスポーツ・ツーリズム推進連絡会議から「スポーツ立国戦略」とも協調した「スポーツツーリズム推進基本方針」が策定されました。

さらに平成24年3月、観光立国推進基本法に基づく観光立国推進基本計画が閣議決定され、観光立国の推進を担うMICE産業の競争力強化にスポーツツーリズムの活用が盛り込まれているところです。

本市においても、地域の一体感や来訪者との交流を育み、経済的な活性化も期待できる活気あふれるスポーツ都市の実現を目指し、官民が一体となってスポーツツーリズムを推進できる体制を整えるため、(仮称)佐野市スポーツツーリズム協会を設置し、利用者に満足度の高いスポーツツーリズムを提供します。

2 スポーツ資源を活用したスポーツツーリズムの振興

本市のスポーツの特色として、①駅伝・マラソン等の中長距離競技が伝統的に盛んである、②還暦野球、ラージボール卓球、グラウンドゴルフ等のシニアスポーツが盛んである、③日本クリケット協会の本部が市内にあり、クリケットの普及が図られている、等が挙げられます。

本市では、これらのスポーツ特性を生かした誘客の期待できるスポーツ大会・イベントの誘致・開催や、自然環境と組み合わせたエコロジカルスポーツの推進

を図るとともに、大規模なスポーツ大会や練習キャンプの誘致を積極的に進めるなど、特色ある歴史、地域性を最大限に活用した取り組みを行います。

また、これらスポーツ大会やイベント事業を側面から支えるスポーツボランティアを育成し、スポーツにおけるボランティア活動に気軽に参加できる仕組みづくりを推進します。

3 スポーツ施設の整備

スポーツ大会やイベントの誘致・開催のためには、主催者のニーズに合った施設・設備の提供が求められることとなります。

老朽化している施設の現状を把握し、誘致しようとするスポーツ種目の適否を見据えながら、施設改修計画を策定し、計画的に施設の整備やリニューアルを進めます。

また、市を代表するスポーツのひとつに挙げられるクリケットの振興のため、国際大会を開催できる競技場の整備に努めるほか、2022年の国民体育大会のラグビー会場の整備にも努めます。

資料編

1 スポーツ基本法	……	17
2 佐野市スポーツ推進審議会条例	……	28
3 佐野市スポーツ推進審議会委員名簿	……	30

○スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
- 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
- 8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続について

のスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して实际的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要

な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるとこ

ろにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

ものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第六条第一項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第二十六条第一項」に改める。

(放送大学学園法の一部改正)

第六条 放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第二十条第二項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十三条第二項」に改める。

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第二十条第二項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十三条第二項」に改める。

○佐野市スポーツ推進審議会条例

平成26年 3 月26日 条例第13号

佐野市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、市長の附属機関として、佐野市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらの事項について市長に意見を述べるものとする。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツ関係団体の育成に関すること。
- (6) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

2 審議会は、法第35条の規定により補助金の交付について意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(佐野市スポーツ推進審議会条例の廃止)

2 佐野市スポーツ推進審議会条例（平成17年佐野市条例第104号）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の佐野市スポーツ推進審議会条例（以下「旧条例」と

いう。) 第1条の規定により置かれた佐野市スポーツ推進審議会は、第1条の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 4 この条例の施行の際現に旧条例第3条第2項の規定により委嘱された佐野市スポーツ推進審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧条例第3条第2項の規定により委嘱された佐野市スポーツ推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

佐野市スポーツ推進審議会委員名簿

役職	氏名	所属団体
会長	五百部 昌雄	佐野市体育協会
副会長	川田 悦子	男女共同参画ネットワークさの
委員	蓼沼 貞司	佐野市体育協会
委員	中山 文雄	佐野市体育協会
委員	川田 弘子	佐野市スポーツ推進委員協議会
委員	尾花 豊	佐野市スポーツ推進委員協議会
委員	赤坂 孜	佐野市レクリエーション協会
委員	亀田 訓利	佐野市レクリエーション協会
委員	飯島 安夫	佐野市小学校体育連盟
委員	篠崎 健一	佐野市中学校体育連盟
委員	田邊 恒成	佐野市医師会
委員	小代 久子	男女共同参画ネットワークさの
委員	齋藤 弘	佐野市議会
委員	若田部 治彦	佐野市議会
委員	塚田 良雄	安足教育事務所